

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）  
による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る  
確認の取消しについて

令和5年8月10日  
兵庫県知事

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	確認大学等の所在地	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
神戸YMCA 学院専門学校	兵庫県神戸市 中央区加納町 二丁目7番1 1号	公益財団法人 神戸YMCA	兵庫県神戸市 中央区加納町 二丁目7番1 1号	大学等におけ る修学の支援 に関する法律 第15条第1 項第一号